

### 第30回甲府地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成30年2月27日 午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(地方裁判所委員会委員 五十音順)

岡本委員(委員長), 久津間委員, 小林委員, 五味委員, 清水委員, 杉森委員,  
竹内委員, 平嶋委員, 堀内委員, 丸山委員,

(甲府地方裁判所)

岡崎民事首席書記官, 澁川刑事首席書記官, 武田刑事訟廷管理官, 望月事務局  
長, 長谷川事務局次長, 関塚総務課長, 徳江総務課課長補佐(書記)

- 4 議事等

別紙議事の概要に記載のとおり

- 5 次回委員会の期日等について

次回委員会は, 9月10日から9月28日の間に実施する予定である。追って,  
事務局から日程等の調整をさせていただく。

(別紙)

## 議 事 の 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

### 1 新任委員の挨拶

### 2 裁判員に対する配慮について

丸山委員から裁判員に対する配慮についての説明があった。

### 3 庁舎内の設備等の確認

裁判員が使用する裁判員候補者待合室，質問手続室，評議室，裁判員裁判用法廷等を視察し，裁判員に対する配慮の観点からの確認を行った。

### 4 質疑応答・意見交換

○裁判員裁判の日程に全て出られない場合や欠席した場合はどのようになるのか。

□裁判員には全ての日程に出席してもらうことになる。途中で欠席せざるを得ない場合は，補充裁判員が入ることになる。

○途中で補充裁判員に交代した場合，どのようにそれまでの内容を理解することになるのか。

□補充裁判員も基本的に裁判員と同じ行動をしており法廷等にも立ち会っていることから，同じ情報を共有している。評議にも立ち会っていて裁判官が意見を求めた時は意見も言えることになっている。

○裁判員になる時に，全体の参加日数などの説明はあるのか。

□選任手続の通知をする際に全体の日程を示していることから，それを踏まえて参加の可否を回答いただくことになる。

○裁判員の精神的負担としては，残虐な証拠を見たことによるショックや自分が死刑を下すことへのストレスなど，様々な種類の負担があると思うが，それぞれにどのように対応しているのか。

□残虐な証拠を見ることへのショックに対しては，必要性がない場合は，証拠と

して用いないことを検討していただき、見るものが不可欠な場合はカラーのものを白黒にするなど工夫することがある。重要な判断を下すことへのストレスについては、一人ではなく、チームで議論を尽くして判断するものであることを丁寧に説明したり、その日の疑問やストレスについては、その日に全て解決していただけるようにするなどの工夫をしている。

○裁判員に参加することができるように環境を整備しなければならないことは法律で定まっていますが、実態として、所属の会社でハラスメントを受けるようなケースはないのか。

□どうしても仕事に影響が出てしまうような場合は、事情を聞いて、辞退してもらうことになる。実際に裁判が始まってからも、裁判員の方に仕事への支障が生じていないかを確認しているが、ハラスメント等を受けたというような情報は聞いていない。水曜日に審理予定を入れないようにしていたほか、休憩時間などにメール等で職場と連絡できるようにしていたことから仕事は進めることができていたのではないかと考えられる。また、その日の裁判の後に職場に戻られる方や土日に仕事をされる方もいた。

○高齢者や障害者が裁判員になることはあるのか。その場合、どのような配慮をしているのか。

□70歳以上の方は、辞退することもできるが、辞退しないこともできるので、実際に高齢の方が裁判員を務めたこともある。障害を持っている方が裁判員になることもある。例えば、視覚障害であれば点字対応をしたり、聴覚障害であれば手話通訳人を使うなどの配慮をすることもある。

○土日や夜間に裁判員裁判を行ってほしいというような要望はないのか。

□そのような要望もある。

○休憩室に、横になったり、足を伸ばせるような畳のスペースがあるとよいのではないか。

○裁判員が法廷で自ら被告人等に質問するのは抵抗感があって難しい場面もあ

と思うが、そのような場合はどうしているのか。

裁判員が自分で質問しづらい場合は、裁判官に聞きたいことを伝えてもらって、裁判官から質問することもある。

裁判員が経験したことについて、前向きに振り返りをする機会などはあるのか。

裁判員経験者の意見交換会などの機会がある。

量刑の判断は難しいのではないかと思うが、どのような配慮をしているのか。

量刑の傾向を確認できるデータベース等を活用したり、議論を重ねたりすることで対応をしている。

守秘義務が課せられていること自体が非常に負担であると思うが、親しい人やカウンセラーなどに事件の内容を話すようなこともできないのか。

守秘義務にかかる事項は話すことはできない。

守秘義務については、一般的なことは話すことができるが、個別の事件の評議の内容については話すことができないということである。この点は、企業でも同じではないかと思う。

1年後や5年後など少し時間をおいてから裁判員へのフォローアップを行うと丁寧な対応を行っていると感じてもらえるのではないか。

仲間意識を持たせ過ぎて話をすると仲良しクラブ的になったり、反対意見が言えないような雰囲気になってしまう恐れはないか。

裁判員の意見を引き出さないと意味がないので、この点についてはかなり意識しており、自由に意見を出してもらうように工夫している。特に、反対意見を出してもらうことが重要であり、いろいろな意見を考慮した上で判断した結論を得ることが大切であることや、評議の時も声の大きい人の意見だけではなく、多くの意見を出した上でまとめることが重要であることを伝えている。

裁判員がうまく議論できなかったことを不満に思ったりすることはないのか。

裁判官の議事の進め方についてのアンケートなどは行っているのか。

□事件終了後に毎回アンケートを行っており、振り返りを行っている。

■アンケートについては、裁判所の他、検察官、弁護人も見ている。また、全国のアンケートを集計した資料も見て、問題がないかを検証しており、裁判官の間でも議論をしている。

○山梨は人口も少ないので、裁判員を番号で呼んだとしても、誰なのか分かってしまうのではないか。

□裁判員と当事者の方が知り合いであるなどの事情がある場合は、選任の際に事情を聞いて、判断することになる。

○残忍性を立証するための証拠を見るのは大変であると思うが、裁判所が本日説明してもらったような配慮をしていることを知ってほっとした。どのような配慮をしているかという点について、より説明をしてもよいのではないか。残忍な証拠を見なければならぬケースはどのくらいあるのか。

□残忍な証拠を見なければならぬケースは、実際にはほとんどない。あったとしても、写真を白黒にしたり、選任手続の際に、そのような証拠を見なければならぬことを予告して、辞退申出するかの確認などを行っている。